

資料

【日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し②（内国会社の日本における代表者の住所要件の撤廃）】

（関係法令）

○ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）

（過料に処すべき行為）

第九百七十六条 発起人、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、持分会社の業務を執行する社員、民事保全法第五十六条 に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役、執行役、清算人若しくは持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者、第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第九百六十七条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、代表社債権者、決議執行者、外国会社の日本における代表者又は支配人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定による登記をすることを怠ったとき。

二～三十五 （略）

○ 商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号）

（過料事件の通知）

第一百八条 登記官は、過料に処せられるべき者があることを職務上知つたときは、遅滞なくその事件を管轄地方裁判所に通知しなければならない。

○ 商業登記等事務取扱手続準則（平成 17 年 3 月 2 日付け法務省民商第 500 号通達）

第八十一条 登記官は、その職務上過料に処せられるべき者があることを知つたときは、遅滞なく、別記第 53 号様式による通知書に登記事項証明書を添えて、その事件の管轄地方裁判所に通知しなければならない。

2 前項の場合において、裁判所から請求があつたときは、当該請求に係る書面を送付するものとする。

3 第一項の通知をしたときは、その旨を磁気ディスクをもって調整する過料事件通知簿に記録するものとする。

○ 非訟事件手続法（平成23年法律第51号）

（管轄裁判所）

第百十九条 過料事件（過料についての裁判の手續に係る非訟事件をいう。）は、他の法令に特別の定めがある場合を除き、当事者（過料の裁判がされた場合において、その裁判を受ける者となる者をいう。以下この編において同じ。）の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。